

農	作	業	安	全	を
学	び	ま	し	よ	う

労働安全衛生関係法令では、労働者が従事する業務により労働災害に被災しないよう、働く場の環境、取り扱う機械設備や材料の持つ危険性や有害性を知らせるほか、安全な作業手順などを教育しなければならないとしています。本テキストは、よくある災害事例を紹介しつつ、農作業を安全で衛生的に行うために最初に身につけるべき事項及びこれらの事項に係る労働者への教育を行うための事業者としての留意事項をとりまとめたものです。

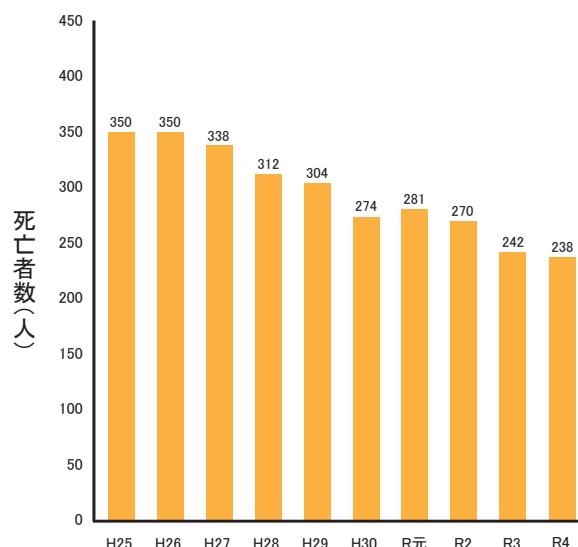


近年、農作業中の死亡事故者数は年間 250 人程度で推移しています。就業者 10 万人当たりの死亡者数も増加傾向にあり、危険とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農業機械作業に係る事故が全体の 7 割を占める状態が継続しています。

そのような中、今後、農業経営の法人化や農業支援サービス事業の利用が拡大していく現在、不慣れな未熟練労働者が農業機械作業などリスクの高い業務に従事することが想定されます。

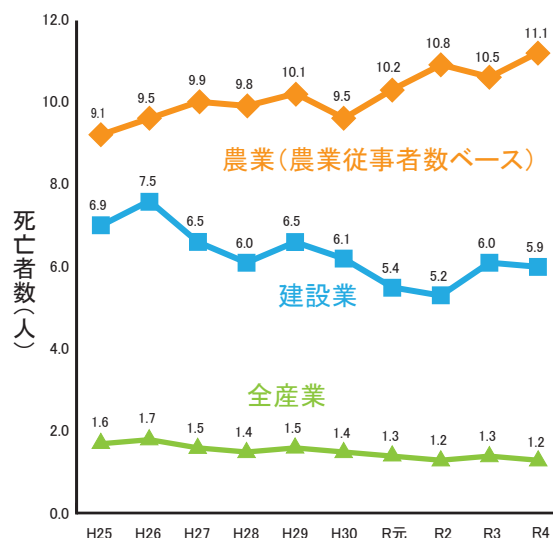
このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の有害性を労働者に周知するとともに、災害事例を踏まえ、正しい作業方法を教育する必要があります。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

就業人口 10 万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）

他産業：死亡災害報告（厚労省）

就業者 農 業：農林業センサス、農業構造状態調査（農水省）

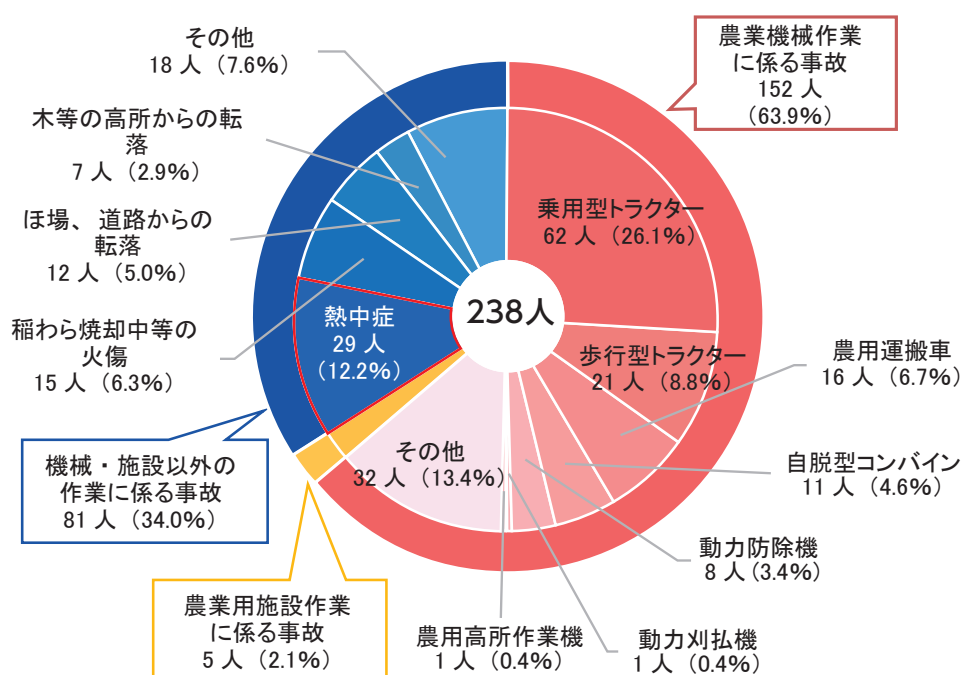
他産業：労働直調査（総務省）

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

令和 4 年の農業での死亡者数は、238 人を数え、就業者 10 万人当たりの死亡者数は、建設業が 5.9 人であるのに対し、農業では 11.1 人を数えています。農作業では、多くの危険な作業があることを自覚し、この教育を受けてください。

この教育は皆さんの安全と衛生を確保するための最低限のものです。機械を使用するとき、危険・有害な物を取り扱うときや、これまで経験したことのない作業を行うときは、改めて教育を行います。

要因別の死亡事故発生状況（令和 4 年）



農作業死亡事故調査（農水省）

【事業者としての留意事項】

事業者は、労働者がケガや病気にかかることなく農作業を行うために必要な知識の習得に向け、労働者に安全衛生教育を行う必要があります。

労働安全衛生関係法令では、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、次の項目について、教育を行わなければならないとされています。令和6年3月末までは、農業においては①から④の項目について教育を省略することができましたが、農業を含む全業種で省略規定が廃止されました。

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- ③作業手順に関する事
- ④作業開始時の点検に関する事
- ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- ⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事
- ⑧前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

また、フォークリフト、油圧ショベル、移動式クレーンなどの機械を運転する者に対しては、特別教育又は技能講習を受けさせなければならないとされています。

特別教育が必要な機械には、次のものがあります。

- ・ 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務
- ・ 機体重量が3トン未満の油圧ショベルの運転の業務
- ・ チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
- ・ 作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転の業務
- ・ 小型ボイラーの運転の業務
- ・ 高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

特別教育に準ずる教育が必要な機械には、次のものがあります。

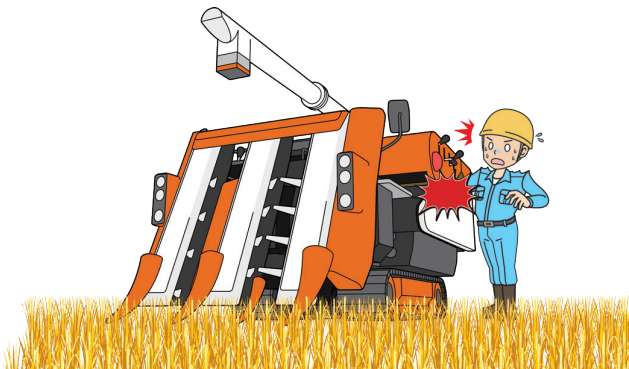
- ・ 刈払機の取扱いの業務

技能講習が必要な機械には、次のものがあります。

- ・ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務
- ・ つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務
- ・ つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務
- ・ 機体重量が3トン以上の油圧ショベルの運転の業務

1

使用する機械・設備の危険箇所を確認しましょう



《災害事例》 機械を停止することなく、ワラ等を取り除く清掃作業を行い、コンバインの駆動部分に右腕を巻き込まれる

- ・機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等は、接触することにより巻き込まれ又は引き込まれる等の危険があります。
- ・操作方法に関する教育を受けた機械以外は使用してはいけません。
- ・機械の掃除、給油、点検等の作業は機械の動力を遮断して行いましょう。
- ・機械が詰まり等により、停止したり動きがおかしくなった場合には、動力を遮断し、責任者に連絡しましょう。

- ・機械・設備については、メーカーが安全化を図れなかった箇所（はさまれ、巻き込まれ、感電などの危険がある箇所）には、次のような警告ラベルが貼られています。
- ・このようなラベルがあるときは、危険箇所に注意して作業する必要があります。



【事業者としての留意事項】

取扱説明書には、操作方法だけでなく、警告ラベルが貼られている箇所の説明や、想定される誤った使用による危険などが記載されています。機械を運転、操作させる労働者には、必ず、警告ラベルが貼られている理由を、取扱説明書に基づき教育しましょう。このため、取扱説明書は必ず保管しておきましょう。

安全対策が確実に実施されるよう、「KY（危険予知）活動」を推進しましょう。KY 活動の内容について説明します。

事故や災害を防止するには、仕事を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ないな」と危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら仕事を進めます。このプロセスがKY活動です。この災害事例では、「機械の停止、よし」と指差し呼称して清掃作業を開始することで、事故の防止を図ります。

なお、この災害事故は、事業者が労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）違反で送検されています。

2

使用する資材などの有害性を確認しましょう



・容器、包装に次の絵表示があるときは、
取扱いに注意しましょう。



【どくろ】急性毒性があります。



【健康有害性】吸い込むと健康障害が発生します。



【感嘆符】何らかの有害性があります。



【炎】火災となる危険があります。



【腐食性】皮膚、眼に損傷を与えます。



【環境】水環境に悪影響を及ぼします。

・正しい取扱い方法や必要な保護具を確認し使用しましょう。

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

初めて使用する資材に絵表示（GHS マーク）があるときは、管理者に連絡してください。

【事業者としての留意事項】

危険物・有害物対策が確実に実施されるよう、「ラベルでアクション」の内容について理解しましょう。

①製品の容器や包装のラベル表示を確認します。

絵表示（GHS マーク）から、どんな危険有害性があるのかわかります。

②ラベルに絵表示があったら、SDS（安全データシート）を確認します。

手元に SDS がなければ納入元又はメーカーから取り寄せます。

③ SDS で把握した危険有害性に応じ、リスクアセスメントを行います。

④リスクの高さに応じた対策（リスク低減対策）を講じます。

リスクに応じて設備対策や保護具着用を実行します。

リスクアセスメントの結果やリスク低減対策を労働者に周知します。

⑤労働者それぞれがラベル表示を理解し、リスクに応じた対策を取れるよう、教育を行います。

取扱説明書や SDS で、正しい取扱い方法を労働者に教育するとともに、適切な保護具を選定し、労働者に正しく使用させましょう。

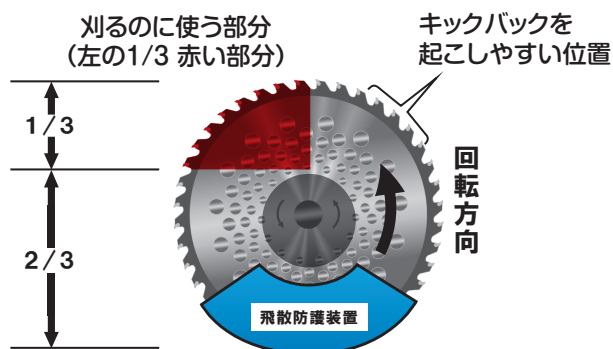
※ SDS とは、化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の危険性・有害性及び取扱い等に関する情報を相手方に通知するための文書です。

3

刈払機取り扱いには、作業の安全に配慮した 服装および保護具の着用が必要です



《災害事例》 刈払機の使用、キックバックして（はね返って）他の労働者に刃が当たる



- ・ 作業者は、フェイスガード、防振手袋、すね当て及び滑りにくい作業靴（斜面ではスパイク付き作業靴等）を着用しましょう。
- ・ 作業開始前に、刈刃に損傷や変形がないか確認し、不良があれば速やかに管理者へ報告しましょう。また、刈刃の近くにある飛散防護装置が適切な位置にあることを確認しましょう。
- ・ 石や空き缶等に刈刃が接触すると、思わぬ方向に飛んで大変危険なため、作業場所に落ちている石、空き缶等を作業開始前に調べて取り除きましょう。
- ・ 作業するにあたって定めた作業手順、担当場所を守り、周囲の人と接近しないようにしましょう。
- ・ 作業者へは離れた所から声をかけたり、手を振る等あらかじめ決めておいた合図をして、確実に作業中断したことを確認してから近づきましょう。
- ・ 公道に面する場所などでは、石などの飛散時のガード対策を取りましょう。

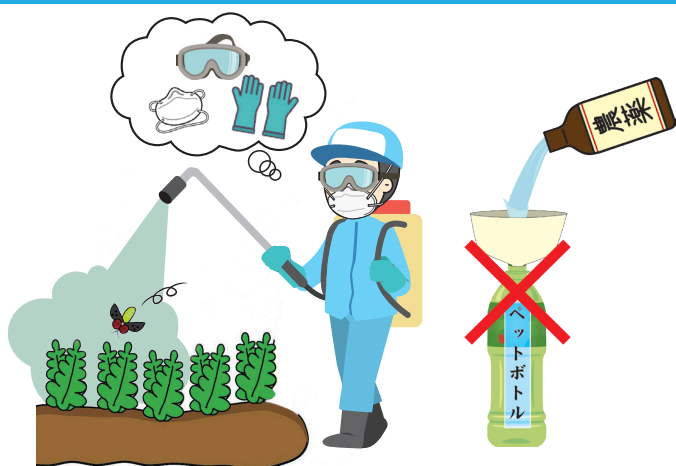
【事業者としての留意事項】

刈払機は多くの事業者で使用されている機械です。刈払機の刃に接触することによる死亡災害が毎年発生しています。

担当場所や作業場所における作業手順を定めるときは、労働者同士の距離が15メートル以上離れるようにしましょう。

4

農薬散布には、作業の安全に配慮した服装および保護具の着用が必要です



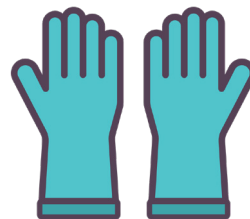
- ・農薬のラベルを確認して、ゴーグル、帽子、保護マスク、保護衣、保護手袋、長靴等の必要な装備を着用しましょう。
- ・農薬は必要な分だけ量りとりましょう。
- ・農薬や希釈液を、ペットボトル等飲食品の空容器に移し替えないようにしましょう。

【事業者としての留意事項】

ゴーグルは曇り止め機能のある物を使用し、又は曇り止め液を併用してください。

保護具は直接肌に接するものですので、絶えず清潔にし、決められた保管場所へ保管させ、適時確認しましょう。また、保護具の種類、使用頻度によっては個人に専用のものを与えましょう。

農薬は、保護具を正しく着用せずに使用すると、急性的な毒性だけでなく、長年継続的に直接暴露することによって健康被害が生じる可能性があります。日頃から、保護具の着用状況を確認してください。



5

高所作業による墜落が多発しています

- ・三脚脚立を使用するときは、小石などに乗らないよう安定した場所を選び、開き止めを全開にしましょう。
- ・最初に最下段に乗り、足が沈むなどによるぐらつきが生じないか確認しましょう。
- ・最上段から2段より下に立ち、作業する時はすねを踏み段に当てて体を安定させましょう。
- ・高さ2メートル以上の箇所では作業するときは、85cm以上の高さの手すりのある作業床の上で行いましょう。全周に手すりのない作業床で作業を行うと



きは、安全带（正式名称：墜落制止用器具）で墜落距離の短くなるリール式を使用しましょう。なお、安全带のフックは一番高い手すりなどに掛けましょう。

- ・高さが1メートル程度でも、墜落すると重大なけがをすることがあります。踏み台程度でも不安定なものを使うことなく、必ず決められた踏み台を使いましょう。
- ・トラックの荷台への飛び乗りや飛び降りといった不安全行動を行わないようにしましょう。

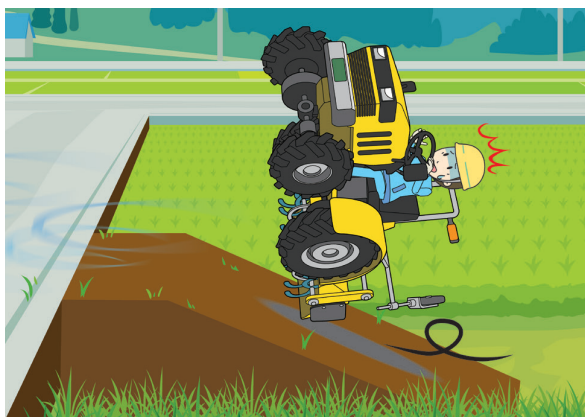


【事業者としての留意事項】

高所作業には、脚立・はしご作業、トラック荷台上作業、機械上の作業などがあります。それぞれについて、対策が必要ですが、脚立については、日常でも使用されることが多いので油断が生じやすく、特に注意が必要です。脚立は、正しい使い方を実演で教育してください。また、高所での作業で安全帯を要するときは、安全帯の正しい装着方法、フックの掛け方を実演含めて教育してください。三脚脚立を用いて、樹木の剪定作業を高さ2メートル以上の箇所で行っていて墜落した災害で、安全な作業床を設置していなかったこととして送検された事例があります。高所作業は、手すりのある安全な作業床を確保することが、原則です。

固定した設備の場合には、設備のそばに墜落時保護用のヘルメットを常備してください。

6 転倒災害など乗用型トラクター等による災害が多発しています



《災害事例》 ほ場から公道への坂道で
スピードを出しすぎて横転する



《災害事例》 収穫の位置変えのためコン
バインを後退したところ、補助者に激し
く当たる

- ・乗車する前に安全フレームを立てましょう。
- ・ほ場の外では、左右の独立ブレーキペダルを連結しましょう。
- ・シートベルトを必ず装着しましょう。
- ・運転席以外の場所に人を乗せてはいけません。
- ・ほ場から出る際は、決められた箇所をゆっくりと上りましょう。装着する作業機によって前後バランスが悪くなる場合は、フロントウェイトを装着して前後バランスを改善しておく必要があります。
- ・路肩が崩れることもあるので、路肩に近づきすぎないようにしましょう。路肩にポールを立てたりするのも効果的です。
- ・エンジンをかける、作業機に動力をつなぐ、発進する等の際は、安全確認のため、声をかけあう、警報器をならす等の合図をしましょう。
- ・運転席からは見回しても車体の陰で見えない場所（これを「死角」と言います）があります。周囲に人がいないことを乗車前に確認しましょう。

【事業者としての留意事項】

乗用型トラクターなどの農業機械の運転者を保有資格等で制限しているときは、他の者には運転させないようにしましょう。

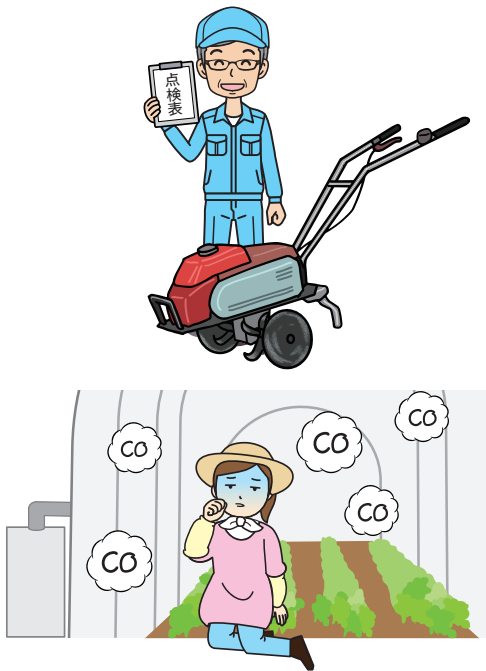
路肩からの転落を防止するためには、路肩にポールを立てることにより、運転者に危険個所が見えるようにすることが効果的です。このような対策を「安全の見える化」といいます。

大型の機械に補助者を付けて動かすときには、運転者の死角となる箇所を全員で確認し合ひましょう。

- ※ 【注意事項】 3から6までは、災害の多い作業などを取り上げて、教育内容を示しています。事業場内で他の危険・有害な作業があるときは、作業の手順、方法を別に教育する必要があります。

7

機械は必ず作業開始前に点検し、 合わせて定期的な検査をしましょう



- ・農業機械や農業設備を使用するときは、取扱説明書に定められた項目について点検しましょう。
- ・フォークリフト、小型ボイラーなど定期的な検査や有資格者による検査が義務付けられている機械があります。機械が急に故障すると思わぬ災害が発生することがあります。
- ・フォークリフトなど上げ下げする装置がある機械は、使用しない時は必ず下まで下げておきましょう。上げておくと知らぬ間に下りてきて挟まれることがあります。

《災害事例》 小型ボイラーの不完全燃焼でハウス内の作業者が一酸化炭素中毒になる

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

機械の点検・整備は安全に作業することの前提となります。例えば、トラクターを使用するときは、作業開始前に、オイル量、ベルトのゆるみ・損傷、安全カバー、クラッチ・ブレーキの利き等を点検しましょう。

【事業者としての留意事項】

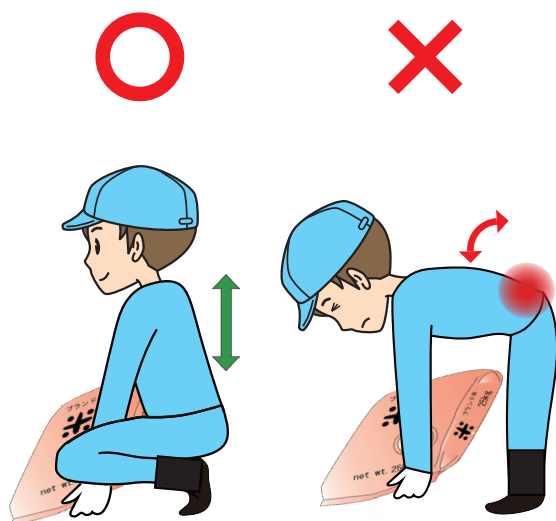
どのような機械、設備も担当者を決めて、取扱説明書に基づき、事前に点検要領を教育したうえで定期的な点検を任せます。必ず点検を実施したか担当者本人へ確認するとともに、点検を実施する様子を確認しましょう。

フォークリフトや油圧ショベルなど法令で有資格者による検査（特定自主検査）が義務付けられている機械は、検査の時期を忘れずに、必ず検査業者へ依頼するようにしましょう。

点検・検査記録は法令で保存期間が定められたものもあります。機械台帳と合わせて管理しましょう。

この災害事例については、小型ボイラーについて、1年以内ごとに1回、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無の検査が行われていないということで、ボイラー及び圧力容器安全規則第94条（定期自主検査）違反で送検されています。

8 重量物運搬や不自然な姿勢の作業は、腰痛の原因になります



- ・ 上げ下ろしする物にできるだけ身体を近づけて持ち上げましょう。
- ・ 台車などの道具や補助機器を使うなどができないか考え、腰への負担を軽減しましょう。
- ・ ストレッチを中心とした腰痛予防体操をしましょう。

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

荷を持たなくとも腰の曲げ伸ばしを頻繁に繰り返す作業、動きの少ない姿勢の連続作業なども腰痛や肩こり、筋肉痛の原因となります。定期的にグループで職場体操をしましょう。

【事業者としての留意事項】

動きの少ない立ち仕事などは、体の疲労を軽減する立ち仕事マット（スタンディングマット）なども活用しましょう。

職場体操は、毎日、時間を決めて行うなどしないと継続しません。



9 炎天下やハウス内での作業は、熱中症に注意しましょう 熱中症かもしれないと思ったらすぐ病院へ行きましょう



- ・①首筋まで影になる帽子を着用する、②こまめな休憩をとる、③吸湿性、速乾性のある通気性のよい衣服（ファン付きもあります。）を着用する、④保冷剤、冷たいタオルなどで体を冷やすなどにより、暑さを避けましょう。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分、塩分、経口補水液などを補給しましょう。
- ・万が一の時助け合う必要が生じるため、一人作業はできる限り避けましょう。
- ・気分が悪い（自己判断）、顔色が悪い（他者判断）などの時は様子を見ていないですぐ病院へ行きましょう。
- ・自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう。
- ・病院へ行くまでは応急処置として、①エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所に避難しましょう。②また、衣服をゆるめ、体（首の周り、脇の下、足の付け根など）を冷やしましょう。

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

木陰などで休んでいる間に症状が悪化し、死亡に至る事例が発生しています。自己判断は難しいため、グループ作業を原則として、相互に確認し合ひましょう。やむを得ず一人作業となる場合は、定期的に連絡を取り合うようにしましょう。

【事業者としての留意事項】

気象情報での熱中症の警戒情報や黒球式熱中症指数計（熱中症アラーム）で現場管理することが望まれます。熱中症の発生する危険の高い時間帯を避けて作業を実施することも検討してください。

対応力は個人差（そもそもの対応力、当日の体調など）が大きいので、一人ひとりへ目を配ってください。

10 4 S活動で、働きやすく安全な環境を作りましょう

整 理



- ・「整理」は、必要なものと不要なものを区分し、不要、不急なものを取り除くことです。
- ・「整頓」は、必要なものを決められた場所に、決められた量だけ、いつでも使える状態に、容易に取り出せるようにしておくことです。
- ・重い物、ガラス品、角の鋭いものなど落下時の危険のある物は棚などの上方には置かないようにしましょう。
- ・「清掃」は、ゴミ、ほこり、かす、くずを取り除き、油や溶剤など隅々まできれいに清掃することです。仕事をやりやすく、機械の異常や設備の劣化不良など問題点が分かるようにすることです。

整 頓



- ・「清潔」は、職場や機械、用具などのゴミや汚れ、かぶっている土ぼこりなどをきれいにとって清潔な状態を続けることと、そして作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れの無い状態にしておくことです。

清 潔



清 掃



【労働者へ追加で伝えるべきこと】

4S活動を行うことにより、農作業が行いやすくなるだけでなく、通路で物につまづいたり、油で滑ることもなくなります。

また、清潔な状態を保つことで、異常にも気づきやすくなります。

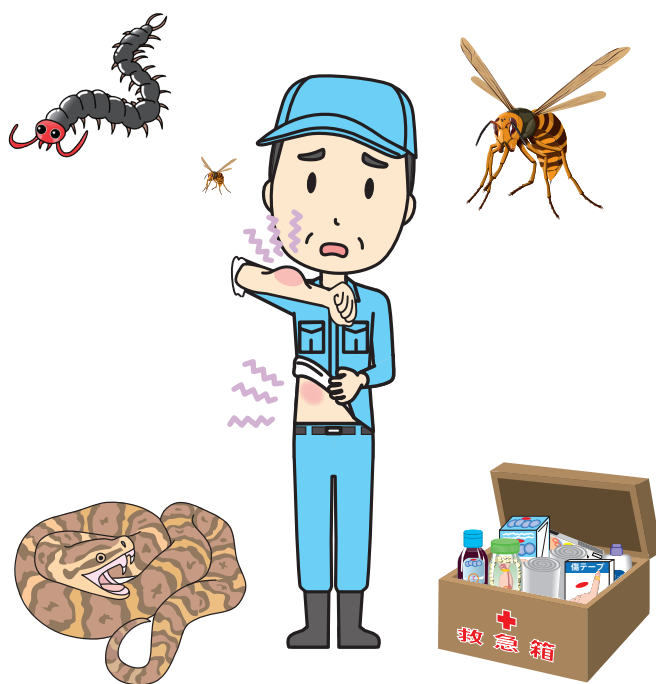
【事業者としての留意事項】

4S活動は、安全衛生活動の第1歩です。作業にゆとりを生むことで農作業を一層安全に行うことが可能となります。また、作業効率の向上による経営面でのプラス効果も期待できます。

活動の継続、定着を図るため、さらにS（躰、習慣などと言っています。）を加えて、5S活動として、推進することもできます。

掛け声だけでは根付きません。事業者は自ら先頭に立って、行いましょう。

11 蜂やムカデなどに刺されたときは、すぐに処置をしましょう



- ・刺された現場から離れ、速やかに毒吸引器（別名：ポイズンリムーバー）等で毒を絞り出しましょう。
- ・刺されたところに、抗ヒスタミン軟膏を塗りましょう。
- ・発疹、目がくらむなどの全身症状がでたら、速やかに医療機関にかかりましょう。
- ・その他の包帯、消毒薬などを入れた救急箱を備えておきましょう。

【労働者へ追加で伝えるべきこと】

汚れた手で触ったり、驚いて動き回ってはいけません。傷口からばい菌が入ったり、心臓に負担を掛けることがあります。

【事業者としての留意事項】

対応できる近隣の病院を調べておきましょう。

また、素人判断せず、すぐ病院へ連れて行きましょう。

12

けがをした時は必ず責任者へ報告しましょう



- ・会社へ黙って自己治療してはいけません。
- ・体調不良や些細な怪我でも、必ず上長へ報告しましょう。
- ・大したことがないと自己判断してはいけません。思いのほかこじらせて治りにくくなることがあります。
- ・ケガをしなくても、「ヒヤリ・ハット」したことがあれば、責任者に報告しましょう。対策を講じないと、他の人のケガにつながる可能性があります。

【事業者としての留意事項】

労働者が、業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とするときは、労災保険による療養補償等給付による補償を受けることができ、その場合は健康保険の適用はありません。なお、労働者数5人未満の個人経営の場合は、労働保険の加入が任意となることがありますが、そのときは、労働基準法における労働者に対する損害賠償義務が生じ、個人経営者が補償を行うこととなります。

休業災害（ケガをした日の翌日以降にケガが原因で仕事を休むとき）は遅滞なく所轄労働基準監督長に報告しないと法令違反として送検されることがあります。

「ヒヤリ・ハット」の報告があったときは、そのまませず、何らかの対策を講じましょう。設備対策を講じることができなくても、KY活動の題材としたり、雇入れ時や作業変更時の教育内容に含めるなど管理的な対策を実施することで、事業場全体の安全衛生水準の向上が図れます。



【主な用語】

安全衛生推進者：労働者が10名以上50名未満の事業場の安全衛生管理体制における職種名称で、事業者における安全、衛生の技術的な面を管理し事業者をサポートする者です。一定の資格要件があります。

技能講習：労働者が特定の業務を安全に遂行するために必要なスキルや知識を習得するための教育です。都道府県労働局に登録された教習機関で実施しており、修了者には修了証が交付されます。教育は大きく分けて、自ら業務を安全に遂行するための実技能の習得教育（例えば、クレーンで物を吊るためのワイヤーなどの玉掛用具の取り扱い）と、作業者を直接指揮・監督して安全に業務を遂行するための監督技能の習得教育（例えば、酸欠等危険場所での作業監督）があります。

特別教育：危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育です。対象業務と教育の内容は法令で定められており、教習科目について十分な知識、経験を有する者が講師となって行う必要があります。

特別教育に準ずる教育：法令で定められた「特別教育」に対し、通達で定められている安全衛生教育です。たとえば、刈り払機や丸ノコなどの取扱作業が該当します。

墜落制止用器具：通称「安全帯」と呼ばれている物の法令呼称です。種類はフルハーネス型と胴ベルト型があります。選定に当たっては、自重（体重及び身に付ける衣類、道具類を合わせた重量）、フックを掛ける高さ、作業者が立つ作業場所の高さの3項目をよく検討して適したものとする必要があります。

KY 活動：章「1 使用する機械・設備の危険個所を確認しましょう」で説明していますので、参照してください。

ラベルでアクション：章「2 使用する資材などの有害性を確認しましょう」で説明していますので、参照してください。

リスクアセスメント：①働く場所に潜んでいる危険性（ケガにつながる）や有害性（疾病につながる）の原因となるものを積極的に探し、②そのことによって起きる労働災害のストーリーを考え、③それによって起きる危害を、起きる可能性の大小と、起きたとした時の身体が受けるひどさの大小、の両面から検討し、④対応すべき優先度を決め、⑤対策を検討・決定する手順を踏んだ「安全の先取り手法」です。

特定自主検査：種々の機械、設備の中で法令で決められたものは、決められた期間に決められた項目について点検することが定められています。点検は都道府県労働局に登録した検査業者の点検業務有資格者による点検が必要です。

4S 活動・5S 活動：4S（整理・整頓・清掃・清潔）を各自の自主性に任せるのではなく、トップを中心とした職場ぐるみの安全衛生活動の一環として行うことです。4S活動は継続させることが重要ですから、継続を強調してもう一つ「S＝躰、習慣」を加えて5S活動ということもあります。

【農業安全に関する情報の主な入手先】「カギカッコ」の日本語でも検索できます。

「農林水産省：農作業安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

「農林水産省：農薬の適正な使用」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

「農研機構：農作業安全情報センター」

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/>

「(一社) 日本農業機械化協会：農作業安全関連」

<https://nitinoki.or.jp/menu4.html>

「(一社) 全国農業改良普及支援協会：農作業安全総合対策推進事業」

<https://www.jadea.org/houkokusho/nousagyouanzen/nousagyouanzen-index.htm>

「農薬工業会」

<https://www.jcpa.or.jp/qa/a1.html>

「中央労働災害防止協会」

<https://www.jisha.or.jp/>

「林業・木材製造業労働災害防止協会」

<https://www.rinsaibou.or.jp/>

「(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会」

<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

事業名：「令和5年度農業現場における労働安全衛生教育の実施環境整備に向けた調査事業」

委託者：農林水産省

作成者：(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

協力者：厚生労働省